

新環境社会配慮ガイドライン素案のポイント

2009年2月9日
有識者委員会事務局

1. 基本的な考え方

- 現行 JICA、JBIC のガイドラインを統合し、各スキームに関する手続等をできるだけ共通化する。
- 個別案件の環境社会配慮について、より早い段階でより多くの情報を公開する。
- 国際機関や新 JBIC 等の動向も踏まえ、環境社会配慮に関する内容をより充実させる。
- 現行 JICA、JBIC ガイドラインの水準は維持する。
- 業務の迅速な実施にも配慮する。
- その他、有識者委員会における議論をできる限り反映させる。

2. 素案のポイント

(1) ガイドラインの構成

- 1) 「基本的事項」「環境社会配慮の手続き」「別紙」から構成。
- 2) 「基本的事項」ではガイドラインの基本的考え方を、「環境社会配慮の手続き」では、具体的な環境レビューの手続き等、スキーム別の手続きを規定。また、本文中に規定された事項の詳細内容については「別紙」として整理。
- 3) 「環境社会配慮の手続き」については、可能な限り共通化を図った結果、①技プロ・有償・無償、②開発計画調査型技術協力、③外務省が自ら行う無償資金協力について JICA が行う事前の調査、の3種類に整理。

(2) ガイドラインの対象 (1.5)

技術協力プロジェクト、有償資金協力、無償資金協力（国際機関経由のものを除く）、開発計画調査型技術協力、外務省が自ら行う無償資金協力について JICA が行う事前の調査が対象（JICA が行う事業のうち、環境・社会に対して具体的な影響を与えうるスキームを対象）。

(3) 審査諮問機関 (1.10)

- 1) 審査諮問機関を設置する。
- 2) カテゴリ A に分類される案件のうち、M/P 又は F/S 全体を行う場合を対象とし、助言を行う。

(4) JICA の意思決定 (1.11)

技術協力、有償資金協力、無償資金協力に関し、JICA による停止措置を規定。

(5) 「技プロ、有償、無償」の環境社会配慮手続き (2.1)

1) 環境レビューにおいて、カテゴリ A については、EIA 報告書に加え、住民移転計画、先住民族計画の提出を規定。

2) 情報公開については、以下のとおり規定。

- ・ 第 1 次スクリーニング（カテゴリ分類結果及びその根拠、案件概要等）は、協力準備調査実施決定前に公開。第 2 次スクリーニングは、さらに影響項目の説明を公開
- ・ カテゴリ A 案件について、L/A、G/A 等の締結に先立ち、EIA 報告書を公開（120 日間）。
- ・ カテゴリ A 案件のうち、住民移転計画及び先住民族計画の作成を求める場合、その公開についても相手国に求めると共に、JICA においても公開。
- ・ 相手国にて公開されている範囲で JICA もモニタリング結果を公開。

(6) 「開発計画調査型技術協力」の環境社会配慮手続き (2.2)

現行 JICA ガイドラインの開発調査の記載を踏まえ、調査プロセスを規定。

(7) 「外務省が自ら行う無償資金協力について JICA が行う事前の調査」の環境社会配慮手続き (2.3)

JICA が無償資金協力を行う場合の手続きを念頭に置いた調査を規定。

(8) 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮（別紙 1）

非自発的住民移転（再取得価格による補償、苦情処理、住民移転計画の作成と公開）、先住民族計画等を追加。

以上